

豊中市立認定こども園保育有償ボランティアの手引き（ボランティア用）

1. 豊中市立認定こども園と有償ボランティア

（豊中市立認定こども園）

豊中市の公立園は、全て幼保連携型認定こども園（保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設）です。

「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」に基づき「人とつながり生きる力の基礎を培う」ことを、めざすこども像としています。こどもたちの人権を大切に、豊かな関係やお互いを尊重する心を、こどもを取り巻く様々な人との豊かな関係の中で育てています。「障害」のあるこどもも、外国にルーツのあるこどもも、いろいろなこどもたちがそれぞれの違いを認め合いながら、一緒に遊ぶことが楽しいと思えるよう、工夫して保育を行っています。

（有償ボランティア）

こども園の教育・保育は、クラス担任を中心に、フリー（様々なクラスで保育を行う）や障害児加配（配慮の必要なこどものいるクラスで支援を行う）など、多くの職員により成り立っています。有償ボランティアは教育・保育の支援活動を行っていただきます。

（対象者）

- ・保育士、幼稚園教諭、子育て支援員のいずれかの資格、免許を有するもの
- ・大学、短期大学、専門学校などで保育を学ぶ学生

（注意）豊中市職員で保育業務に従事している方は登録できません。

（謝礼金）

活動1回（3時間程度）4,000円（交通費込）

活動は3時間単位です。依頼を超えた部分については支払われません。

（注意）

有償ボランティアは、労働者ではありません。収入を目的としない自主的な活動であり、勤務とは区別されます。定期的な収入を目的とした勤務を希望する方は、臨時会計年度任用職員の登録申込をお願いします。※保育士等の資格を持たない方は登録できません。

2. ボランティアの活動

内容については園と調整の上、活動してください。

(主な活動内容)

制作（こども達の工作の下準備や飾りの制作）、玩具の片付け、机や布団の準備、活動中の見守り、行事の準備、環境整備など

特技、関わりたい年齢、活動などありましたら、園との面談の際にお知らせください。

(禁止事項)

こどもと1対1になる活動を行うことはできません。また、食事に関わることも禁止です。

(こどもとの関わり方)

こども園には、0歳～就学前までのこども達があります。

こどもは「かわいい」だけではありません。一人ひとりが持っている力や可能性があり、その姿はまだ「育ちつつある姿」です。気持ちの表現の仕方も、遊び方も、うれしいことも、悲しいことも、こども一人ひとり違います。そんなこどもの姿や思いを発見して、保育の面白さややりがい、大変さ？を体験してください。

こどもがたのしいと思う事、嫌だなと思っていることに共感して、一緒に喜んだり悲しんだりしていただければと思います。

(活動時の服装)

- ・動きやすい服装を着用する
- ・かかとのない脱げやすい靴は避ける
- ・感染症を持ち込まない、持ち帰らないようにするために、行き帰りの時の服は着替えて活動する
- ・爪は短く整え、マニキュア、ジェルネイルはしない
- ・時計、指輪、アクセサリ類など、こどもの皮膚を傷つけるものは外す
- ・長髪は飾りのないゴムでくくり、飾り留めやピンは使用しない
- ・エプロンをする場合は、清潔なものを使い、毎日交換する
- ・香水、匂いの強い柔軟剤は使わない

(個人情報の保護)

ボランティア活動中に知りえた個人情報には、守秘義務が課せられます。ボランティアとしての活動、登録が終了した後も同様です。

(活動中の安全確保)

ボランティア活動中、職員が安全確保のための指示を行うことがありますので、従っていただくようお願いします。

(体調不良時の対応)

こども園は免疫機能の未熟な乳幼児の集団生活の場です。感染症予防及び事故防止のため、体調に不安がある場合には活動を控えてください。活動中に体調を崩した場合は、職員に申し出てください。

2. 登録・活動・謝礼金支払いの流れ

- (1) 活動を希望するこども園に電話で連絡し、面談の日程調整を行ってください。
- (2) 園での面談時に申込書（HPに掲載、窓口配布）、添付書類、誓約書を提出してください。

提出物

- ・様式1 豊中市立認定こども園有償ボランティア申込書
- ・様式1に添付する資格証コピーまたは学生証コピー
- ・誓約書

面談では、こども園の紹介、活動についての希望の調整や、連絡方法の確認を行います。

- (3) 園から活動の依頼があった場合は、活動可能かどうかお返事をお願いします。

(注) 依頼された日に活動するかどうかはボランティアに決定権があります。ご都合が悪い場合はお断りください。活動に行けなくなった場合は、早めに園にご連絡をお願いします。

★最初の活動日までに以下のものを提出してください。

- ・マイナンバー報告書
- ・口座振替(銀行振込)依頼書
- ・胸部X線検査の結果のコピー

(最初の活動日前6か月以内または年度内のもの。自己負担)

- (4) 活動後、翌月末までに謝礼金が振り込まれます。

4. 万が一のとき

ボランティアは傷害保険、賠償保険に加入しています。事故が起こったらこども園職員に至急報告してください。

5. その他

制度についての詳細、注意事項は活動を希望するこども園またはこども事業課にお問い合わせください。